

犬の飼い主の皆さまへ

飼い犬の散歩時のマナーについて

困っている方がいます。

ご近所トラブルを避けるためにも、飼い主は、次のことを守って散歩させましょう。

1 他人の所有する土地や所有物へおしっこをさせない

石川県「動物の愛護及び管理に関する条例」では、
飼い主の守るべき事項として、「公共の場所や他人の土地、建物、車両等を
ふん尿等により汚さないよう必要な措置をとること」と定めています。
道路であっても、住宅の周りでしたおしっこを放置すればニオイが残り、
ご近所トラブルにつながります。

住宅の周りでおしっこをしないようにしつれたり、おしっこをした場合は、
ペットシートで拭き取ったり、たくさんの水で流したりするなどの配慮をお願いします。



2 飼い犬のふんは必ず持ち帰る

内灘町「環境美化条例」では、飼い犬のふんの回収を義務付けています。
犬のふんの始末は飼い主の責務です。
散歩のときは、ふんを処理する用具を携帯し、
ふんは放置せずに必ず持ち帰りましょう。



3 公園内や散歩中に犬を放し飼いこしない

石川県「動物の愛護及び管理に関する条例」では、
飼い犬のけい留を義務付けています。
また、散歩中はリード等により飼い犬を確実に保持する必要があります。
リードと首輪は犬の体格にあった材質や種類を選び、装着しましょう。



スマホを操作しながらでは、飼い犬の様子がわかりません。

散歩中は飼い犬に細心の注意を払いましょう。



飼い主さんは、近隣に迷惑をかけないように、責任を持って飼いましょう！

お問い合わせ：内灘町住民課環境管理室 ☎076-286-6701